

## 代議員選挙規則

### (目的)

第1条 この規則は社団法人瓊林会（以下「この法人」という。）定款第6条第2項から第10項に基づきこの法人の代議員選挙に関する事項を定めるものとする。

### (代議員の定数)

第2条 代議員の定数は、概ね正会員100人に1人の割合をもって算出する。端数の取扱いは、理事会が決定する。

2 この定数は、代議員選挙を行わない年の4月に見直しする。

### (代議員選挙と任期)

第3条 代議員選挙は、定款第6条第6項により、初回は必要に応じて速やかに、通常は2年に一度4月に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。

2 ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。但し、当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

### (代議員の欠員措置)

第4条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)当該候補者が補欠の代議員である旨

(2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任する時は、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3)同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任する時は、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(選挙の執行・管理)

第5条 代議員選挙は選挙管理委員会が執行・管理する。

(選挙管理委員会の組織)

第6条 選挙管理委員会は、選挙管理委員（以下「委員」という。）4名をもって構成する。委員の互選により内1名を委員長とする。

- 2 委員は、定款第6条第1項に定める正会員の内から会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、次回の代議員選挙の委員が任命されるまでとする。
- 4 委員は、定款第6条に定める代議員を兼ねることはできない。また、その在任中において定款第6条に定める代議員選挙の立候補者及びこの規則第10条に定める立候補者の推薦人になることはできない。
- 5 委員長は、選挙管理委員会を代表しその業務を総括する。
- 6 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席で開催できる。
- 7 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長が決する。

(選挙管理委員会の業務)

第7条 選挙管理委員会は、代議員選挙において次の業務を行う。

- (1)代議員選挙の告示
- (2)選挙人名簿の管理
- (3)立候補者の受付及び資格審査
- (4)立候補者の公示
- (5)投票及び開票の管理
- (6)投票の有効又は無効の判定
- (7)選挙結果に基づく当選者の決定及び報告
- (8)選挙録の作成
- (9)その他代議員選挙に必要な事項

(選挙の告示)

第8条 選挙管理委員会は、理事会の決議により正会員に対し、定款第6条第6項に基づく代議員の選挙及び選挙期日を告示する。

- 2 前項の告示は、代議員選挙の期日45日前までにこの法人のホームページ（以下「HP」と称する。）により行う。但し、緊急を要する場合は、別段の方法（選挙日程を含む）により選挙を行うことができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第9条 代議員選挙の選挙人は、定款第6条第1項に定める正会員で、毎年3月1日（当日が休

日の時はその翌日)現在の正会員とする。但し、理事は選挙権を有さないものとする。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により正会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は、前1項2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、会員の閲覧に供する。

(被選挙人の資格及び立候補)

第10条 前条第1項の正会員は定款第6条第2項に定める代議員選挙の被選挙人に立候補する権利、又は推薦され候補者になることができる。但し、理事は被選挙権を有さないものとする。

- 2 候補者は、各地域別にその正会員数に応じた割合で候補者数を選挙管理委員会が決定し、各地域別に候補者を選出する。
- 3 立候補者又は推薦者は、候補者を3月末迄に選挙管理委員会に通知する。
- 4 選挙管理委員会は、候補者の資格を確認し、HP等により候補者名簿を通知する。

(選挙の方法)

第11条 代議員の選挙は、前第10条第2項の候補者に対して、前第9条第1項の正会員が行なう連記投票による。選挙管理委員会はこの票を地域別に集計し判定する。

- 2 選挙管理委員会は、この法人のHP等で選挙期日・候補者などを正会員に通知する。
- 3 正会員は投票用紙に選出すべき候補者の氏名および投票者の氏名を記入し、選挙期日までに選挙管理委員会に到着するよう郵送する。FAXまたはインターネットによる投票も可とする。

(投票の有効性)

第12条 投票の有効性は選挙管理委員会が決定する。

- 2 次に該当する投票は無効とする。
  - (1)選挙期日後に到着したもの
  - (2)記載内容が確認し難いもの
  - (3)候補者の氏名の記載が無いもの

(当選者の決定)

第13条 各地域別に有効投票の得票数の多い順によって当選者を決定する。これに該当しない場合は次による。

- (1)得票数が同一の場合は選挙管理委員会が抽選で順位を決定する。
  - (2)候補者数が代議員定数を超えなかった場合は無投票当選とする。
- 2 選挙管理委員会は、決定した当選者をこの法人の会長に報告し本部事務局を通じ社員総会で報告するとともにHP等で会員に通知する。

(当選の無効)

第14条 当選者が資格を喪失した場合は、次点者を繰り上げ充当する。

2 正会員は選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選者の決定に異議のある場合は当選者決定後2か月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議を申立てできる。

3 選挙管理委員会は、申立てが選挙の結果に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは選挙の全部又は一部の無効を決定する。

(記録の保存)

第15条 選挙管理委員会は選挙の記録等を全投票とともに代議員の任期期間保存する。選挙の記録等とは「委員任命記録」「委員会議事録」「立候補届」「開票結果」「当選決定記録」をいう。

(正会員の権利と情報公開)

第16条 正会員は、次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1)定款の閲覧等

(2)社員名簿の閲覧等

(3)社員総会の議事録の閲覧等

(4)社員の代理権証明書面等の閲覧等

(5)電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等

(6)計算書類等の閲覧等

(7)清算法人の貸借対照表等の閲覧等

(8)合併契約等の閲覧等

附則

1. この規程は平成24年10月4日から施行する。

2. この規程を平成25年4月1日附にて改訂。(第3条、第6条)

別表： 地域別名称

(1)長崎 (2)佐世保 (3)長崎・佐世保以外の長崎県(諫早・島原・大村他)

(4)福岡 (5)北九州 (6)福岡・北九州以外の福岡県(久留米・大牟田・筑豊他)

(7)佐賀 (8)大分 (9)熊本

(10)鹿児島・宮崎他 (11)四国(愛媛・香川・徳島・高知)

(12)中国(岡山・広島・山陰・周防・山口中部・下関他)

(13)大阪 (14)名古屋(含む北陸) (15)東京(含む東北・北海道)